

中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書【長野県】についての

長野県環境影響評価技術委員会の指摘事項（案）

[全般・事業計画]

- 1 通学路など地域住民が生活に使用する道路と工事用車両の運行ルートが重複する場合、安全面に係る問題が懸念されることから、学校、病院、その他の配慮が特に必要となる施設に対する保全対策を具体的に示すこと。（大窪委員）

[大気質]

- 2 建設機械の稼働に係る拡散予測において、地形の影響を考慮するために ERT の PSDM モデルを用いた予測計算を行った地点を明確にし、評価書に記載すること。（片谷委員）

[水資源]

- 3 水資源に係る流量の数値については、適切な有効数字の桁数を用いた表現とすること。（鈴木委員）

[磁界]

- 4 事業者が実施した磁界に係る公開測定における車内での測定値は 0.7～0.9mT 程度であり、ペースメーカーの承認基準である 1mT と比較すると、十分な余裕のある数値ではないので、測定値を蓄積した上で、必要に応じてペースメーカーを装着した乗客に対する貫通路の通行の制限を行うなど、走行中の車内の安全対策を検討すること。（武林専門委員）

[動物]

- 5 クロツバメシジミの生息場所はピンポイントで分かっているので、工事に伴う改変区域の最小化等の環境保全措置を講じ、生息環境への影響を回避すること。（中村寛志委員）
- 6 河川を生息環境とするカワネズミについては、橋梁の設置による河川形態の変化や上流地域の改変による影響を受ける可能性を踏まえ、環境保全措置や事後のモニタリング調査を実施すること。（大窪委員）
- 7 河川敷等を生息環境とするホンシュウカヤネズミについては、橋梁の設置による河川形態の変化や上流地域の改変による影響を受ける可能性を踏まえ、環境保全措置や事後のモニタリング調査を実施すること。（大窪委員）

- 8 一般に鳥類は種ごとに警戒距離や逃避距離が異なることから、「改変の可能性のある範囲の近傍」の範囲の距離は、一律でなく種に応じて設定することを検討すること。(亀山委員長、中村雅彦委員)

[植物]

- 9 環境をより良くするための保護植栽の場合、「緑化」という表現は一般に使わないので、評価書においては適切な表現を検討すること。(亀山委員長)
- 10 ツメレンゲについては、重要種であるクロツバメシジミの食草であり、河原にも生育することから、橋梁の設置による河川形態の変化や上流地域の改変による影響を受ける可能性を踏まえ、環境保全措置や事後のモニタリング調査を実施すること。(大窪委員)
- 11 地衣類及び蘚苔類については、工事に起因する空中湿度及び土壌水分の低下、工事車両の増加による大気汚染など影響を受けやすい分類群であることに十分留意して環境保全措置や事後のモニタリングを実施すること。(大窪委員)
- 12 「長野県レッドデータブック」の改訂版が出されるため、今後、工事中に新たにリストに追加される種が発見された場合は、適切に対応すること。(大窪、片谷委員)

[生態系]

- 13 注目種であるカジカガエルやカワラバッタのハビタットについては、橋梁の設置に伴う河川形態の変化や上流地域の改変による影響を受ける可能性を踏まえ、環境保全措置や事後のモニタリングを実施すること。(大窪委員)
- 14 トノサマガエルとアカハライモリについては、水田や水路など二次的自然環境を生息地とすることから、生息環境における人為的管理や水系が維持されるような環境保全措置を講じるとともに、それを確認するためのモニタリングを実施すること。また生息環境の創出に際しては、現地周辺の地域個体群由来の株を用いるとともに、元の自然を損なわないよう配慮すること。(大窪委員)
- 15 ある生物種の減少に伴い、別の生物種が増加することもあるため、注目種のみならずその近傍の生物にも着目した調査を検討すること。(花里委員)

[人と自然との触れ合い活動の場]

- 16 人と自然との触れ合い活動の場に係る調査地点の選定理由が不明確であることから、その選定の経緯及び選定理由を明確にすること。また、工事用車両の運行ルートが未定であるにもかかわらず、工事用車両による場の利用への支障がないとする予測の根拠が不明確であるため、その理由を明確にすること。(陸委員)

[廃棄物等]

- 17 建設工事に伴う副産物について、処理に伴う環境負荷が低減されているか確認できるよう、具体的にどのような処理が行われるのか、処理フローなどをできる限り明確にすること。(小澤、片谷委員)

[温室効果ガス]

- 18 工事の実施に伴い発生する温室効果ガスの排出量については、環境保全措置の実施状況を適切に確認すること。(片谷、野見山委員)